

制定：平成6年9月20日 気総第434号の2
改正：平成11年3月15日 気産第26号
改正：平成24年2月23日 気民第161号
改正：令和8年5月29日 気推第43号

発表業務の許可に関する審査基準、標準処理期間、処分基準及び氏名等の
公表基準（通達）

1. 審査基準
別紙1による。
2. 標準処理期間
15日
3. 不利益処分の基準
別紙2による。
4. 氏名等の公表基準
別紙3による。

発表業務の許可に関する審査基準

1. 施設等

(1) 観測施設

ア 発表しようとする観測の成果を得るために必要な観測施設が設置されていること。

イ 観測施設に備え付けられている気象測器（気象業務法（昭和27年法律第165号。以下「法」という。）別表の上欄に掲げるものに限る。）は、法第32条の3及び第32条の4の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格し、かつ、検定の有効期間を経過していないものであること。

ウ 観測施設の設置場所が、その付近の地勢を勘案して、付近の気象要素を代表する場所として適切であること。

(2) 観測の成果の収集の施設

発表しようとする観測の成果を適確に収集する能力を有する施設が、事業所（発表業務の内容たる活動を行う一定の場所をいう。以下同じ。）に設置されていること。

2. 要員体制

ア 発表業務を行う時間帯において、観測に従事する者が1名以上業務に従事するために必要な交替制その他の体制がとられていること。

イ アの体制を維持するために必要な人数の要員が事業所に配置されていること。

3. 無線局の免許

発表業務を行うために必要な電波法（昭和25年法律第131号）第4条の規定による免許を受けているか、又は申請に係る発表業務の開始の日までに受けることが明らかとなっていること。

4. 挙証等

申請内容について客観的な挙証があり、かつ、申請内容に関してなされた陳述が合理的なものであること。

5. 適用

(1) 審査基準に適合しているかどうかの判断は、事業所ごとに行う。

(2) 二以上の事業所が共同で発表業務を遂行することを内容とする申請等特殊な申請については、それぞれの特性を踏まえて判断することとする。

発表業務の許可を受けている者に関する不利益処分の処分基準

第 1 気象業務法第 26 条第 2 項において準用する第 20 条の 2 の規定による業務改善命令

1 許可を受けた者が気象業務法（以下単に「法」という。）第 26 条第 2 項において準用する法第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当しないこととなった場合の命令

許可を受けた国内の気象の観測の成果を発表する業務（以下「発表業務」という。）を適確に遂行するに足りる観測及びその成果の収集の施設若しくは要員を有しなくなったと認められる場合には、必要な観測及びその成果の収集の施設の設置若しくは要員の配置を命ずる。

2 許可を受けた者の発表業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときの命令

(1) 許可を受けた者が欠格事由に該当することとなった場合の命令

① 許可を受けた者が法第 26 条第 2 項において準用する法第 18 条第 2 項第 3 号に該当することとなった場合には、当該役員の解任を命ずる。

② 許可を受けた者が法第 26 条第 2 項において準用する法第 18 条第 2 項第 4 号に該当することとなった場合には、国内代表者又は国内代理人を定めることを命ずる。

(2) 虚偽申請が判明した場合の命令

許可を受けた者が法第 26 条第 2 項において準用する法第 18 条第 2 項第 5 号に該当していたことが明らかになった場合には、真正な書類の提出を命ずる。

(3) 許可に付した条件に違反した場合の命令

許可を受けた者が法第 40 条の 2 第 1 項に基づき許可に付した条件に違反した場合には、当該条件の遵守を命ずる。

(4) 許可申請書の内容に変更があったにもかかわらず届け出なかった場合の命令

許可を受けた者が法第 26 条第 2 項において準用する法第 17 条の 2 第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる事項に変更があったにもかかわらず、法第 26 条第 2 項において準用する法第 19 条第 4 項に違反して気象庁長官に届け出なかった場合又は虚偽の届出をした場合には、当該変更について真正な届出を命ずる。ただし、自ら速やかに真正な届出をする意思が示された場合は、この限りではない。

(5) 各種提出書類の内容に変更があったにもかかわらず報告しなかった場合の命令

許可を受けた者が各種提出書類の内容に変更があったにもかかわらず、規則第 50 条第 2 項に違反して気象庁長官に報告書を提出しなかった場合には、当該変更に係る報告書の提出を命ずる。ただし、自ら速やかに報告書を提出する意思が示された場合は、この限りではない。

(6) 発表業務を休廃止したにもかかわらず届け出なかった場合の命令

許可を受けた者が発表業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したにもかかわらず、法第 26 条第 2 項において準用する法第 22 条に違反して 30 日以内に気象庁長官に届け出なかった場合又は虚偽の届出をした場合には、当該休廃止について真正な届出を命ずる。ただし、自ら速やかに届け出る意思が示された場合は、この限りではない。

(7) 報告徴収等命令

許可を受けた者が法第 47 条第 3 号に該当する行為を行った場合には、真正な報告を命ずる。

(8) 立入検査に係る命令

許可を受けた者が法第 47 条第 4 号に該当する行為を行った場合には、当該行為を行わない

ことを命ずる。

(9) 気象観測の不備に関する命令

- ① 許可を受けた者が発表業務のために行っている観測が、法第6条第1項又は第2号に違反して気象業務法施行規則（以下「規則」という。）第1条の3の基準に従っていない場合には、同基準に従うことを命ずる。
- ② 許可を受けた者が発表業務のために法第6条第1項又は第2項の規定により規則第1条の3の基準に従って観測を行うための施設を設置又は廃止したにもかかわらず、法第6条第3項に違反してその旨を気象庁長官に届け出なかった場合には、届出を命ずる。
- ③ 許可を受けた者が法第9条に違反して発表業務のための観測に検定に合格していない気象測器を使用した場合には、当該気象測器の発表業務のための観測への使用の停止を命ずる。

(10) その他当該発表業務の運営を改善するために必要な措置の命令

上記各項の他、許可を受けた者の発表業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、当該発表業務の運営を改善するために必要な措置を執るべきことを命ずる。

第2 気象業務法第26条第2項において準用する第21条の規定による業務の停止及び許可の取消し

1 業務の停止

(1) 重大な違反行為が認められる場合

第1各項に基づく命令を受けるべき場合であって、次のいずれにも該当する場合には、期間を定めて発表業務の停止を命ずる。この際、併せて、改善措置をとるべきことを命じるものとする。また、停止の期間を定めるにあたっては、当該改善措置に要する期間を考慮するものとする。

- ① 組織的な悪質性が認められる場合
- ② 過去2年以内に同一の事由により、本基準に基づく不利益処分を2回以上受けている場合
- ③ 発表業務を継続した場合に被害の発生や拡大のおそれがある等、気象業務の健全な発達を図り、公共の利益を確保する上で支障があると認められる場合

(2) 業務改善等命令に従わない場合

第1各項に基づく命令を受けたにもかかわらず、相応の理由なく当該命令に係る措置が実施されない場合等、当該命令に違反した場合には、期間を定めて発表業務の停止を命ずる。この際、併せて、改善措置をとるべきことを命じるものとする。また、停止の期間を定めるにあたっては、当該改善措置に要する期間を考慮するものとする。

2 許可の取消し

(1) 重大な違反行為が認められる場合

第1各項に基づく命令を受けるべき場合であって、次のいずれにも該当する場合には、発表業務許可を取り消す。

- ① 組織的な悪質性が認められる場合
- ② 過去2年以内に同一の事由により、本基準に基づく不利益処分を2回以上受けている場合

- ③ 発表業務を継続した場合に被害の発生や拡大のおそれがある等、気象業務の健全な発達を図り、公共の利益を確保する上で支障があると認められ、かつ、改善措置を実施する意思又は能力を有しないと認められる場合

(2) 業務停止命令に従わない場合

許可を受けた者が1項に基づく業務停止命令を受けたにもかかわらず、その発表業務の停止を命じられている期間中に発表業務を行う又は相応な理由なく同命令と併せて命じた改善措置を実施しないその他の業務停止命令に違反した場合には、発表業務許可を取り消す。

(3) 許可を受けた者が欠格事項に該当することとなった場合

許可を受けた者が法第26条第2項において準用する法第18条第2項第1号又は第2号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合であって、発表業務の廃止を届け出ない場合には、発表業務許可を取り消す。

(4) 許可を受けた者の所在を確知できなくなった場合

許可を受けた者が法第26条第2項において準用する法第21条第2項に該当することとなった場合には、発表業務許可を取り消す。

発表業務の許可等に関する気象業務法第 4 2 条の 2 の規定による氏名等の公表基準

気象業務法第 2 6 条第 1 項の規定に違反して許可を受けずに発表業務を行った場合であって、指導による是正が困難なとき氏名等を公表する。